

# 入 札 約 款

公益財団法人千葉県水産振興公社

(目的)

第1条 公益財団法人千葉県水産振興公社の発注に係る工事、製造の請負、測量、設計等の委託の契約又は物品の購入、製造及び印刷の請負等に関する契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱について地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令及び公益財団法人千葉県水産振興公社財務規程等に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、見本物品、現場等を熟覧の上、入札をしなければならない。この場合において図面、仕様書、契約書案、見本物品等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記2号様式により作成し、金額を記載した入札書を氏名及び件名等の必要事項を記載した長形3号封筒に封かんの上、入札説明書に示した日時までに入札箱に投入、又は、簡易書留郵便にて入札書を提出する場合は必着しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させる時は、別記第3号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、一般競争入札の際は入札の前、指名競争入札の際は入札時に別記第1号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入、又は、簡易書留郵便にて提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

9 入札参加者は、入札にあたって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

10 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第4条 次の号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しないものとした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く)
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合であると認められる入札や明らかに錯誤と認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札

(落札者及び落札価格の決定)

第6条 落札者及び落札価格の決定については、次の各号によるものとする。

- (1) 入札を行った者のうち予定価格範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を落札価格とするため、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載することとする。
- (2) 入札参加者の入札金額は、運搬費等指定する納入場所での引き渡しまでに要する一切の経費を含むものとする。

(同価格の入札参加者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、開札に立ち会っていない入札参加者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格範囲内の価格の入札がないときは開札日中に再度の入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 1回目の入札に参加していない者や開札に立ち会わなかった者、1回目の入札が無効となった者は、再度入札には参加できない。

(3) 代理人をして再度入札する場合は、別記第3号様式による委任状により指定した代理人でなければならない。

(4) 再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(1) 別記様式第4号による契約書に基づき契約を締結する。

(2) 契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する額とする。

(3) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(契約の保証)

第10条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）

の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（工事請負契約については、落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は、10分の3）以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立)

第 11 条 入札をした者は、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない

(その他)

第 12 条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。